

ベローズ形伸縮接手の突合せ溶接部の非破壊検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) では、2016 年 10 月に公表された Corrigenda において、管装置の突合せ溶接継手について、100%の非破壊検査が要求される対象を限定する修正が行われ、本会は既に当該規則を鋼船規則 N 編 5 章 5.9.3(1)に取入れている。

鋼船規則 N 編の総合見直しの一環として、追加の検討を行った結果、本会の独自規定である鋼船規則検査要領 N 編附属書 1 の 7 章中のベローズ型伸縮接手の突合せ溶接の非破壊検査においても、Corrigenda との整合性を図る必要があるとの判断に至った。

今般、IGC コードの要件に統一すべく、鋼船規則検査要領 N 編附属書 1 の関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則検査要領 N 編附属書 1 の 7 章に規定されるベローズ形伸縮接手の突合せ溶接部の 100%の非破壊試験が要求される対象を IGC コードと一致するよう改める。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

附属書 1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領

7 章 伸縮継手（貨物管装置及びプロセス管装置用）

7.3 試験・検査

7.3.2 製品検査

-1. すべての伸縮継手は、製造時、次に定める試験・検査を行うこと。

(2)を次のように改める。

- (2) ベローズの突合せ溶接部の非破壊試験：設計温度が -10°C より低いもの~~及び~~であつて、内径が 75 mm を超える又は厚さが 10 mm を超えるものは溶接継手の 100%とし、その他の場合は、本会の適当と認めるところにより行うが、少なくとも 10%以上の抜取試験とする。